

シストレ24MirrorTrader取引説明書

お客様各位

「シストレ24MirrorTrader取引」（以下「シストレ24」といいます）は、インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます）とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引です。

シストレ24は、少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引であるため、シストレ24の約定金額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなります。

シストレ24は、元本および利益が保証された取引ではなく、取引される通貨の価格変動などにより損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。

本説明書は、金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定により、金融商品取引契約を締結しようとされるお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。お取引にあたっては、本説明書および本説明書とともに交付される「シストレ24MirrorTrader取引契約約款」（以下「契約約款」といいます）の内容を熟読し、シストレ24の仕組み、内容およびリスクを十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願い申しあげます。

- I シストレ24の差金決済に係る取引手数料は、新規注文・決済注文ともに無料です。詳細につきましては、「2. (4)④手数料等」をご参照ください。
- II シストレ24は、取引される通貨の価格および金利の変動により損失が生ずるおそれがあります。また、取引される通貨の金利の変動により、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。さらに、シストレ24の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。
- III シストレ24は、通貨ペアを売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。
- IV シストレ24の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。

V シストレ24は、お客様と当社との相対取引です。当社は、お客様とのシストレ24に係る当社のポジションをカバーするために、下記の金融機関等（以下「カバー先」といいます）で、適宜カバー取引を行います。

カバー先の商号	業務内容	監督当局
ジー・ケー・ゴー・フィナンシャル・サービス	証券業	シンガポール通貨庁
ドイツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構
シティバンク、エヌ・エイ	銀行業	米国の金融監督庁、英金融行為機構および英健全性規制機構
バークレイズ銀行	銀行業	英金融行為機構および英健全性規制機構
ユービーエス・エージー	銀行業	スイス連邦金融市場監督機構
コメルツ銀行	銀行業	ドイツ連邦金融監督局
OCBC証券	証券業	シンガポール通貨庁およびシンガポール取引所
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル	金融商品取引業	英金融行為機構および英健全性規制機構
カンター・フィッツジェラルド・ヨーロッパ	証券業	英金融行為機構および英健全性規制機構

VI お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額+評価損益相当額）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託及び顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。

VII シストレ24は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。

VIII シストレ24は、法第37条の6に規定される書面による解除（クリーリングオフ）はできません。

IX シストレ24に関するその他の重要事項については、「4. シストレ24に関する重要事項」をご参照ください。

1. シストレ24の概要

シストレ24は、事前に取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、売買約定代金の受渡しを行わず、買付けた通貨を転売し、もしくは、売付けた通貨を買戻して決済する差金決済方式で、パソコンにて自動売買（お客様がストラテジー（売買手法をプログラム化したもの）を選択し、選択したストラテジーの設定したシグナルにしたがって行う売買）および手動売買（お客様がご自身の裁量で行う売買）を行うことができます。また、通貨ペアを保有している期間に応じて、当該通貨間の金利差に基づきスワップポイントが発生し、日々、お客様のシストレ24に係る取引口座（以下「本口座」といいます）に反映されます。

2. シストレ24のルールおよび仕組みについて

(1) 本口座の開設

お客様は、当社とシストレ24を行うに際し、契約約款第1条の規定にしたがって当社に本口座を開設していただき、取引開始前に証拠金をご入金いただきます。シストレ24を行った結果発生するお客様の損益金、スワップポイント等は、全て本口座で処理されます。

(2) 取引時間

お客様がシストレ24をご利用いただける取引時間は、以下の通りです。

	取引時間
通常期間（下記以外の期間）	日本時間月曜日午前7時～土曜日午前6時50分
米国サマータイム期間 (3月第二日曜日から11月第一日曜日)	日本時間月曜日午前6時～土曜日午前5時50分

※取引開始時から約10分間は、システムメンテナンスの影響により、注文が入りにくくなる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 取引可能日

上記の取引時間内でカバー先との相対取引が可能であれば、国内の銀行等金融機関の休業日であっても、原則としてシストレ24をご利用いただけます。ただし、主要国の祝日、特に欧米のクリスマス期間や年末年始など、あらかじめ当社が指定した日を除きます。当社における営業日等の定義は、下記の通りです。

- ①銀行営業日 国内の銀行等金融機関の営業日
- ②営業日 シストレ24を行うことが可能な日
- ③約定期日 お客様の売買注文が約定（成立）した日

(4) 取引の方法

①取引通貨の種類および最小変動幅

当社が取扱うシストレ24の通貨ペアは、下記の26通貨ペアとなります。

通貨ペア				最小変動幅
米ドル/円	USD/JPY	ユーロ/円	EUR/JPY	0.001
ポンド/円	GBP/JPY	豪ドル/円	AUD/JPY	

カナダドル/円	CAD/JPY	スイスフラン/円	CHF/JPY	
NZ ドル/円	NZD/JPY	南アランド/円	ZAR/JPY	
豪ドル/米ドル	AUD/USD	豪ドル/カナダドル	AUD/CAD	
豪ドル/スイスフラン	AUD/CHF	豪ドル/NZ ドル	AUD/NZD	
カナダドル /スイスフラン	CAD/CHF	ユーロ/米ドル	EUR/USD	
ユーロ/ポンド	EUR/GBP	ユーロ/豪ドル	EUR/AUD	
ユーロ/カナダドル	EUR/CAD	ユーロ /スイスフラン	EUR/CHF	0.00001
ユーロ/NZ ドル	EUR/NZD	ポンド/米ドル	GBP/USD	
ポンド/スイスフラン	GBP/CHF	ポンド/豪ドル	GBP/AUD	
ポンド/NZ ドル	GBP/NZD	NZ ドル/米ドル	NZD/USD	
NZ ドル /スイスフラン	NZD/CHF	米ドル/スイスフラン	USD/CHF	

※最小売買単位は、1千通貨単位とします。

※「最小変動幅×1,000（円/米ドル/カナダドル/スイスフラン/NZ ドル/ポンド/豪ドル）」の差損益金が発生します。

②レバレッジ

シストレ24のレバレッジは、次の通りです。

◇個人・法人のお客様：最大25倍

③基準価格および証拠金額

(a) シストレ24のポジションを建てるために最低必要な証拠金額（以下「必要証拠金」といいます）は、時価評価額の4%です。両建ての場合は、売ポジションと買ポジションの合計を基準に必要証拠金を算出します。

(b) シストレ24では、お客様の証拠金預託額に応じて取引のクラス分けがなされ、1回の売買シグナルにおける発注数量が制限されます。

※ただし、1度クラスが変更されると証拠金の額にかかわらず、元のクラスに変更はされません。)

※「Myシストレ24Ver3.0」より、ユニット検索機能を使用してストラテジーを選択する場合のみ、下記のクラス分けは適用されません。

クラス名	証拠金預託額	発注数量上限
10 k クラス	50万円未満	10 k (= 1万通貨) ※発注数量は1k～10kの範囲で設定可能
50 k クラス	50万円以上500万円未満	50 k (= 5万通貨) ※発注数量は1k～50kの範囲で設定可能
500 k クラス	500万円以上	500 k (=50万通貨) ※発注数量は1k～500kの範囲で設定可能

取引のクラス分けは、毎週金曜日取引終了時の証拠金預託額により判定され、翌週月

曜日より反映されます。例えば、最大保有ポジション「4」のストラテジーにおいて、1回の発注数量を「50k」と設定した場合、50kの建玉を4つ同時に保有し、合計200kの取引となる可能性があります。なお、1回あたりの発注数量は制限範囲内で任意に設定することができます。

- (c) シストレ24の証拠金は、日本円のみでのお取扱いとなっており、外貨および有価証券の証拠金への充当はできません。また、証拠金の預託方法は、当社指定の振込口座宛へのお振込みとなります。なお、海外送金は、受付けできません。
- (d) お客様のご出金につきましては、本口座の出金可能額の範囲で承ります。出金可能額は下記の通りとなり、お客様の指定口座にお振込みいたします。

【出金可能額の計算方法】

【証拠金預託額 - 必要証拠金 ≥ 発注可能金額】

発注可能金額の金額内で出金可能です。

【証拠金預託額 - 必要証拠金 ≤ 発注可能金額】

(証拠金預託額 - 必要証拠金) の金額内で出金可能です。

※出金可能額は、(証拠金預託額 - 必要証拠金)、発注可能金額のいずれか小さい方の金額となります。

【証拠金の出金】

出金のお申込みは、当社の出金指示フォームより行ってください。

出金可能額は、出金指示フォームに表示されている出金可能額の範囲内で、出金額を指定できます。

※出金のお申込み手続き中に、相場変動により指定した金額が出金できない場合がございますので、ご注意ください。

【出金日】

出金受付締切り時間は、午前7時（米国サマータイムは期間は午前6時）となり、締切り日の午前10時以降に振込にて出金いたします。

※国内の銀行等金融機関の休業日に出金指示があった場合には、翌日以降の直近の銀行営業日の午前7時（米国サマータイムの期間は午前6時）以前に出金指示をいただいたものといたします。

【万が一の場合の証拠金等の返還】

お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額+評価損益相当額）は、信託口座にて、当社の財産とは区分して管理いたします。万が一、当社が破綻した場合は、受益者代理人により直接お客様へ返還されます。

- (e) シストレ24に係る証拠金の預託先は、インヴァスト証券株式会社です。

④手数料等

- (a) 取引手数料

取引手数料は、新規注文・決済注文ともに無料です。

- (b) スワップポイント

スワップポイントがマイナスの場合、スワップポイントが本口座の証拠金預託額から差引かれます。また、円未満は付与されません。

◇ 1日あたりのスワップポイントの計算方法

「スワップポイント×取引数量／10,000」

◇スワップポイントの合計額の計算方法

「ポジションの保有期間に発生した1日あたりのスワップポイントの累計額」

スワップポイントの詳細につきましては、「2. (4)⑦スワップポイント」をご参照ください。

(c) 売買価格差（スプレッド）

通貨ペアを売買される都度、売買価格差相当額をご負担いただくことになりますが、この額はお客様の約定代金に内包されているため、費用として本口座から差引かれることはありません。

◇ 1取引あたりの売買価格差相当額の計算方法

「売買価格差×1,000」

◇ 売買価格差相当額の合計額の計算方法

「売買価格差×取引数量」

⑤価格の提示方法

当社は、取引画面上で、通貨ペア毎にビッド価格とアスク価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買付け、ビッド価格で売付けることができます。また、当社は、インターバンク市場のミッド価格（ビッド価格とアスク価格の中間値）を中心として、お客様に価格を提示します。

なお、相場急変時や経済指標発表前後、流動性の低下時等は、売買価格差（スプレッド）が広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可能性があります。

⑥決済の方法

お客様のシストレ24に係る保有ポジションは、差金決済によって決済していただきます。差金決済とは、買ポジションを保有している場合には売り決済を行い、売ポジションを保有している場合には買い決済を行うという、反対売買による決済方法です。差金決済によるお客様と当社間の金銭の授受は、下記の計算式により算出された金銭が、本口座内で処理されます。

「(売り価格－買い価格) × 取引数量」

※外貨建て通貨ペアのお取引で発生した差損益およびスワップポイントは、次の方法により円に転換されます。

◇ 差損益

差損益金が発生した時点で、該当する対円通貨にて円に転換（小数点以下切捨て）されます。

例：ユーロ／米ドルの取引で、100米ドルの差益金が発生し、その時点の米ドル／円レートが [80.000–80.020] の場合、ミッド価格である80.010円を乗じて円換算します。

◇ スワップポイント

スワップポイントが発生した時点で、ブローカーが算出したコンバージョンレートに

て円に転換（小数点以下切捨て）されます。

なお、スワップポイントは全て円で表示され、帳票/入出金検索画面で確認できます（コンバージョンレートは表示されません）。

⑦スワップポイント

(a) ロールオーバー

銀行間の外国為替取引の場であるインターバンク市場で取引が行われた場合、通常、その取引の受渡しは2銀行営業日後に行われます。シストレ24では、この受渡日が自動的に日々繰延べられるため、お客様は受渡しをすることなく取引期限が延長され、取引期限を気にすることなく取引していただけます。この受渡日が繰延べられることをロールオーバーといい、ロールオーバーの際には、保有しているポジションの通貨間の金利差が本口座内で自動的に受払いされます。この金利差のことをスワップポイントといいます。

通常、通貨ペアを構成するそれぞれの通貨の金利を比較し、高金利通貨の買ポジションを保有している場合、金利差相当額を受取ることになり、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになります。したがって、シストレ24は、通貨の金利の変動によって、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。

(b) スワップポイントの発生日

通常、スワップポイントは1日分のロールオーバー毎に受渡日が1日延長されるため、日々1日分のスワップポイントが付与されます。ただし、水曜日から木曜日にロールオーバーした場合は、受渡日が金曜日から月曜日に3日間延長されることとなるため、3日分のスワップポイントが付与されます。

なお、当該通貨国の祝祭日などにより、付与日数が変更となることがあります。

(c) 差損益金およびスワップポイントの本口座への反映日

お取引の結果生じた差損益金およびスワップポイントにつきましては、双方とも発生日に本口座に反映されます。

※スワップポイントの表示については、以下にご留意ください。

◇スワップポイントは発生日に本口座の証拠金預託額に反映されますが、お取引画面の証拠金預託額への更新は以下の時点でのみ行われ、更新されるまでは、有効証拠金・必要証拠金率・発注可能金額ともにスワップポイントの分だけ異なります。

- ・入金が本口座に反映された時

- ・出金指示を行い、出金予定額が本口座から差引かれた時

- ・新規注文が約定した時

- ・決済注文が約定した時

◇スワップポイントを加算した正しい証拠金預託額の確認方法は、「帳票/入出金」画面
>「取引報告書兼取引残高報告書」で確認することができます。

⑧ロスカットルール

(a) 証拠金等の名称

◇証拠金預託額

入出金された証拠金に、実現損益およびスワップポイントを反映した証拠金です。

[証拠金預託額=入金額ー出金額±スワップポイント±実現損益]

◇有効証拠金

証拠金預託額に、ポジションの評価損益を反映した証拠金です。評価損益の算定は、リアルタイムに行います。

[有効証拠金=証拠金預託額±評価損益]

◇必要証拠金

ポジションを保有するために必要な証拠金で、時価評価額の4%の金額（定率制）となります。

◇必要証拠金率

有効証拠金に対する必要証拠金の割合を百分率で表した数値です。

[必要証拠金率=必要証拠金／有効証拠金×100]

◇発注可能金額

有効証拠金から必要証拠金を差引いた金額です。発注可能金額の範囲内で新たにポジションを建てることが可能です。

なお、ポジションを保有している場合、発注可能金額が0（ゼロ）以下になった時点で、全ての保有ポジションがロスカットされます。また、出金可能額の全額を出金した場合、全ての保有ポジションが相場変動により即座にロスカットされることがあります。

[発注可能金額=有効証拠金ー必要証拠金]

◇発注可能金額率

有効証拠金に対する発注可能金額の割合を百分率で表した数値で、追加のポジションを建てるときの余裕度を表します。ポジションがない場合は100%、ポジションがある場合は、そのポジションの評価損益に応じて比率が変動します。

[発注可能金額率=（発注可能金額／有効証拠金）×100]

(b) ロスカットルール

当社は、本口座の必要証拠金率について、原則として最大30秒の監視間隔で確認し、その際に必要証拠金率が80%以上となっている場合、お客様の登録されたメールアドレスにアラートメールを送信します。

また、本口座の必要証拠金率確認時に必要証拠金率が100%以上となっている場合には、未約定の注文を全て取消したうえで、全てのポジションを強制決済（ロスカット）します。その際、ロスカット注文は、買建玉はビット、売建玉はアスクの価格で決済注文を発注いたします。

※ロスカットルールは、証拠金が必要証拠金率100%以下に保全されることを約するものではありません。

※システムの必要証拠金率の確認は、上記の通り行われるため、急激な相場変動時等に

より証拠金預託額を上回る損失（不足金）が生じるおそれがあります。

※有効証拠金がマイナスとなった場合、お客様は当社に預託した証拠金を超える損失を被ることとなり、当社に対して当該不足金の支払義務が生じることを異議なく承諾し、当該不足金を直ちに本口座にご入金いただくものとします。

※評価損益額の計算レートは、買ポジションはビット価格、売ポジションはアスク価格で計算され、取引画面（損益）に表示されておりますが、ロスカット計算時の計算レートはミッド価格で計算されておりますので、必要証拠金率が100%に表示され、監視時間30秒を超えても100%の表示のまま、ロスカットが実行されない場合があります。

⑨本口座の解約

本口座は、お客様より原則としてお電話で解約のお申出をいただくことで解約することができます。詳細につきましては、契約約款第25条をご参照ください。

(5) 公租公課

①個人のお客様

シストレ24に係る利益は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降3年間、繰越すことができます。

②法人のお客様

シストレ24に係る利益は、益金として通常の法人税率により課税されます。

当社は、お客様のシストレ24について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様のご住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

3. 取引の注文

(1) 新規と決済

新規注文とは「米ドル買い／円売り」（米ドル／円の買ポジション）や「米ドル売り／円買い」（米ドル／円の売ポジション）等のポジションを新たに持つための注文のことと、それぞれ「買い新規」、「売り新規」ともいいます。

決済注文とは、保有するポジションの損益を確定する場合に出す注文のことと、「売ポジション」に対しては「買い決済」、「買ポジション」に対しては「売り決済」を行うことによってポジションを解消させます。なお、手動売買にて決済注文を出す際に、複数の未決済ポジションがある場合には、対象となるポジションの選択をしていただきます。

※両建て取引については、以下にご留意ください。

◇シストレ24において、両建て取引をお客様自らの意思により行うことは可能ですが、両建て取引は、スワップポイントが損計算になることや売買価格差を二重に負担するこ

となること、証拠金が売り買い双方に必要となることなど、経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることをご留意ください。

◇自動売買では、複数のストラテジーを選択することができることから、両建てとなる場合があります。また、両建て取引を行うストラテジーもあります。

◇1つのストラテジーで両建てとなった場合、保有ポジション数は売りと買いのポジションを比較して多い方となります。

(2) 注文の方法

注文する際には、次の事項を正確にご指示ください。

①自動売買については、お客様が予め選択したストラテジーが必要事項を自動で指示します。また、自動売買により成立したポジションを手動売買で決済することも可能です。

②手動売買については、お客様ご自身で以下の必要事項を全て指示することが必要となります。

- (a) 通貨ペアの種類 (b) 売り・買いの別 (c) 新規・決済の別 (d) 数量
- (e) 注文の種類 (f) 指値等の指定価格

(3) 取引の成立

お客様のシステム24に係る注文が成立した場合、建玉一覧タブ画面および決済履歴タブ画面で確認することができます。また、当社は、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(4) 注文の種類

①成行注文（マーケット）

価格を指定せずに数量のみを指定し、発注したときに市場で売買できる価格で即時に取引を成立させる注文です。当社がお客様の注文を受けたときの価格で約定します。

②指値注文（リミット）

売買注文を出すときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。買いの場合は、指定価格または指定価格を下回った価格、売りの場合は、指定価格または指定価格を上回った価格で約定します。

③逆指値注文（ストップ）

売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。例えば、80円で米ドル／円の買ポジションを持っているお客様が、79円以下になるようであれば損失限定のために売り決済したいと考えた場合、「79円の売り逆指値注文」という形で発注します。この注文は、市場で指定値段がつくと成行注文（その時点の市場価格で取引される注文）に変わりますので、指定値段で売買できない場合もあります。

④OCO注文（オーシーオー）One cancels the other

決済売り指値注文と決済売り逆指値注文などのように、2種類の指値（もしくは逆指値）注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう一方がキャンセルとなる注文方法です。※（新規は不可）

⑤IFD注文（イフダン）If Done

新規注文（成行注文のみ）と同時に、その新規注文が成立した際に初めて有効になる決済

注文をセットで出す注文方法です。

※IFD注文及びOCO注文については、手動発注画面のアドバンスからご利用できます。

(5) 注文の有効期限

注文の有効期限は、無期限です。

(6) 取引残高、ポジション、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様が任意にご指定いただいた期間（以下「対象期間」といいます）において成立した取引の内容並びに対象期間の末日におけるポジション、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。

4. システムに関する重要事項

- (1) ポートフォリオにストラテジーを選択後、ストラテジーが売買シグナルを発信するまで、自動売買は開始されません。
- (2) 自動売買で成立したポジションは、手動売買操作で決済注文（成行・指値・逆指値）を発注することが可能です。ただし、手動売買操作で発注した決済注文よりも先に自動売買による決済注文が発注された場合、自動売買が優先され決済されます。また、手動売買操作で発注した注文はキャンセルされます。
- (3) 選択したストラテジーは、無効にすることや、ポートフォリオから除外することができます。その際、既に自動売買で成立したポジションについては、自動売買により決済されますが、手動売買で決済することも可能です。
- (4) 複数のストラテジーを組合せた場合、利益が大きくなる可能性がある半面、損失が増幅する可能性があります。
- (5) ストラテジーによっては、取引時間外に売買シグナルを発信する場合があり、取引開始後に次の通り処理されます。
 - ①新規のシグナルは、失効となり、取引開始後に新規建玉することはありません。
 - ②決済のシグナルは、約定します。そのため、取引時間外の為替市場の動向によっては、シグナルが発信された時のレートと約定価格とが大きくかい離したレートで約定する可能性があります。
- (6) 次の場合、新規注文が約定しない可能性があります。
 - ①月曜日の取引開始後および火曜日から金曜日のニューヨーククローズ後の約1分間。
 - ②カバー先を含むシステム間の回線が切断した場合。
 - ③複数のシグナルが短時間に発信された場合。
 - ④カバー先からの価格配信が停止した場合。

なお、上記は新規注文が約定しない典型的なリスクであり、上記以外でも新規注文が約定しない場合があります。

- (7) ストラテジー選択の支援を目的として、「ストラテジーカード」を提供します。「ストラテジーカード」では、統計値や取引履歴等詳細情報を確認できます。ストラテジーカードを確認する際は、次の点にご留意ください。

①ストラテジーカードに記載されている表記内容は、2013年4月21日以前はMirror Trader

を採用している全業者の平均値となっています。2013年4月22日以降については、当社で配信した価格を基に表示しており、具体的には取引履歴の約定価格は当社で約定した取引の平均値、約定時間はその中で最も早く成立した取引の時間を表示しています。また、当社で選択しているお客様がいないストラテジーについては、売買シグナルの受信時間と当社が配信している価格を取引履歴に表示しています。これらの理由により、ストラテジーの表記とお客様の取引結果が異なる場合があります。

②取引履歴は、過去における実際の運用成績です。したがって、将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、過去の運用成績を大きく下回るおそれがあります。

③ストラテジーが発注する数量や取引する通貨ペアによっては、同一の売買シグナルでも約定時間および約定価格が異なる場合があります。

(8) シストレ24のストラテジーは、1ヶ月以上の実際の運用テストを経て決定しています。シストレ24に登録されているストラテジーは、以下のルールのもとで運用されています。

①ストラテジーの1ポジションあたりの最大許容評価損失は300pipsに設定されており、評価損失が300pipsに達した場合、決済注文が発注されます。ただし、相場急変時、経済指標発表前後および流動性の低下時等は、300pipsを超えて損切りされる可能性があります。

②ストラテジーの最大保有ポジション数は、4に設定されています。

③ストラテジーの1日あたりの取引上限は、往復で60回に設定されています。

(9) ストラテジープロバイダーについては、次の点にご留意ください。

①ストラテジープロバイダーが、ストラテジーの提供を休止または廃止した場合には、ストラテジーは利用できなくなります。

②ストラテジープロバイダーの判断により、予告なく個々のストラテジーが削除されることや、ストラテジーの方針が予告なく変更されることがあります。その場合、ストラテジーカードに記載されている情報の反映が遅れる場合があります。

(10) 最大保有ポジションについては、次の特徴があります。

①最大保有ポジション数は、4以下に設定されており、お客様ご自身で最大保有ポジション数を制限することができます。

②最大保有ポジション数が多いストラテジーは、利益が大きくなる可能性がある一方、損失が大きくなる可能性があります。

③選択したストラテジーの必要証拠金額については、最大保有ポジション数を考慮してください。

④同時に複数のシグナルを発信するストラテジーもあるため、設定された最大保有ポジション数以上の建玉を保有する可能性があります。この場合、お客様の証拠金状況によっては、ロスカットされるおそれがあります。

⑤ストラテジーの決済注文と新規注文の発注のタイミングによっては、決済注文後に新規注文が発注されたとしても、新規建玉とならない場合があります。

⑥ストラテジーの決済注文発注後、わずかな時間に新規注文が発注された場合、建玉が決済される前に新規建玉を保有し、一時的に最大保有ポジション数以上の建玉を保有する可能性があります。この場合、お客様の証拠金状況によっては、ロスカットされるおそれがあります。

(11) 2千通貨（2k）以上の注文を発注する際は、次の点にご留意ください。

①新規注文

自動売買または手動売買操作により発注された新規注文は、原則全量約定しますが、注文状況によっては、異なる時間や異なる価格で約定する場合があります（以下「分割約定」といいます）。

②分割約定した新規建玉

分割約定した新規建玉については、それぞれの建玉を別々（チケット番号ごと）に手動で決済することや、異なる指値・逆指値注文等を設定することが可能です。また、最大保有ポジション数の制限を設定している場合には、分割約定した場合、1つのシグナルによる建玉を1ポジションとして計算します。なお、分割約定している場合には、1つのシグナルによる建玉がすべて決済されるまで、1ポジションを保有していることになります。

③決済注文

建玉の一部（5kの建玉のうち2kなど）を決済することはできません。また、分割約定した建玉は同じ決済シグナルによって決済注文が発注されます。なお、発注された決済注文は、原則全量約定しますが、分割約定する場合があります。決済注文が分割約定した場合、決済履歴で同じチケット番号が表示されます。

(12)一部のストラテジーについては、ロジックの詳細を開示しておりますが、システム不具合等の理由によりシグナルが発信されない、あるいはシグナルを受信しない事象が発生した場合、ロジックに即した売買が行われない事があります。開示しているストラテジーおよびロジックの詳細については、取引支援ツールまたはWebサイト（Myストレ24）にてご確認ください。

(13)操作方法等については、「【ストレ24】取引マニュアル」をご参照ください。

5. 禁止行為

金融商品取引業者は、店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。

- (1) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- (3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問しましたは電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます）で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。
- (4) 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- (5) 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。

- (6) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- (7) 店頭外国為替証拠金取引についてお客様に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部または一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為。
- (8) 自己または第三者が店頭外国為替証拠金取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為。
- (9) 店頭外国為替証拠金取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明を行わないこと。
- (11) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- (12) 金融商品取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます）。
- (13) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- (14) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- (15) 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- (18) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。
- (19) 店頭外国為替証拠金取引もしくはその受託等につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、銘柄、数および価格に相当する事項のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められ

た方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます）。

(20) 店頭外国為替証拠金取引の受託等につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭外国為替証拠金取引の売付けまたは買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為すること。

(21) 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。以下同じ）につき、個人のお客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の4%に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託されることなく当該取引を継続すること。

(22) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における個人のお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の4%に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託されることなく当該取引を継続すること。

6. シストレ24のリスクについて

シストレ24は、店頭外国為替証拠金取引であり、元本および利益が保証された取引ではありません。また、取引される通貨の価格変動などにより損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。このように、シストレ24は、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターンの取引です。取引を開始されるにあたっては、シストレ24の仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的および取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引していただきますようお願ひいたします。

(1) 信用リスク

シストレ24は、お客様と当社との相対取引です。当社はお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。

(2) 外国為替相場変動リスク

外国為替相場は、さまざまな要因で24時間変動しています。外国為替相場の変動などによって、お客様が損失を被る可能性があります。さらに、その損失はお客様が当社に預託された証拠金の額を上回る可能性もあります。

(3) 金利変動リスク

シストレ24では、ポジションのロールオーバーに伴い、スワップポイントの受払いが生じます。原則、高金利通貨の売ポジションを保有している場合、金利差相当額を支払うことになるため、損失が生じる可能性があります。また、市場金利の動向によっては、スワップポイントが受取りから支払いに転じることや、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の金利が売付けた通貨の金利よりも高い場合にもスワップポイントが支払いとなること、売ポジションと買ポジションの双方のスワップポイントが支払いとなることがあります。

(4) 流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国の祝日や、ニューヨーククローズ間際、週初めのオープン間際における取引、あるいは、普段から流動性の低い通貨での取引は、マーケットの状況によっては、通常よりも不利なレートを提示せざるを得ない可能性やレートの提示が困難になる可能性もあります。これらの場合、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(5) 電子取引システムリスク

シストレ24は、電子取引システムを利用して行います。そのため、通信機器の故障、通信回線の障害または電子取引システムの故障などにより、お客様が望む取引を提供できなくなる可能性があります。

(6) 個人情報に係るリスク

お客様のID番号などの個人情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

(7) カバー取引リスク

シストレ24では、お客様からのご注文は、全てカバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、カバー先金融機関の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事情により全てのカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通りのお取引をご提供できなくなる場合があり、お客様はお取引が困難になるリスクがあります。

上記に示されたリスクはシストレ24の典型的なリスクであり、これらが全てのリスクとは限りません。取引をご検討いただく際には、本説明書だけではなく、契約約款を熟読していただき、シストレ24の仕組みやリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願い申しあげます。

7. シストレ24に関する用語解説

(1) 相対取引

取引所などを介さず、売り手と買い手が1対1で直接取引することです。取引方法や取引価格は、当事者同士の交渉によって決まります。

(2) インターバンク市場

銀行間で行われる外国為替取引のことです。

(3) Ask (アスク)

取引価格を提供する外国為替証拠金取引業者が提示する通貨売付の希望価格のことです。

お客様は、この値段で通貨を買付けることができます。

(4) 円高

外国通貨に対して円が上昇していることです。

(5) 円安

外国通貨に対して円が下落していることです。

(6) 逆指値（ストップ）注文

売買注文を出すときに指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように売買値段を指定する注文です。この注文は、市場で指定値段がつくと成行注文に変わりますので、指定値段で売買できない場合もあります。

(7) 金融商品取引業者

金融商品取引業の登録を受けた法人で、お客様から金融商品取引の注文の受託等を行います。

(8) 金融商品取引契約

金融商品取引業者がお客様を相手方とし、またはお客様のために法第2条第8項に定める行為を行うことを内容とする契約をいい、店頭外国為替証拠金取引に係る契約もこれに含まれます。

(9) 金融商品取引法

投資者の保護等を目的として、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めること等により、金融商品等の取引等を公正にし、金融商品等の公正な価格形成等を図るために定められた法律です。

(10) クロス取引

米ドルを介さない通貨の為替取引のことです。例えばユーロ／円や英ポンド／円、豪ドル／円などは、クロス取引になります。そこで適用されるレートを「クロスレート」と呼びます。

(11) 裁定取引（アービトラージ）

2つの商品間や市場間に生じた一時的な価格差を利用して、売付取引と買付取引を同時にすることにより、利益を得ようとする取引のことです。鞘取りともいいます。

(12) 差金決済

決済時に原資産の受渡しをせず、算出された利益または損失に応じた金額（差金）を授受する決済方法のことです。

(13) 指値注文（リミット注文）

売買注文を出すときに「いくら以上なら売りたい、いくら以下なら買いたい」というように売買値段を指定する注文です。

(14) 一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品取引業者の適正円滑な運営を確保することにより、委託者等の保護と金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とした自主規制団体です。金融庁長官により監督されています。

(15) スワップポイント

ある通貨の買ポジションを保有した際に、その通貨を現物として保有していれば得られる金利と、売ポジションを保有した際に、その通貨を借りた場合に支払わなければならない金利の差を調整するための調整金です。

(16) 証拠金

損失が生じた場合にも決済の履行が確保されるように、取引前に差入れる担保のことです。

(17) ポジション

売買の新規取引を行った後、決済を行っていない通貨や数量などのことです。売っている状況を売ポジション、買っている状況を買ポジションといいます。ポジションともいいます。

(18) ニューヨーククローズ (NYCL)

ニューヨーク市場の取引終了時のこと、またはその時点のレートのことです。為替相場は24時間取引のため、NYCLが1日の取引の終了とみなされます。

(19) Bid (ビッド)

外国為替証拠金取引業者が提示する通貨買付の希望価格のことです。お客様は、この値段で通貨を売付けることができます。

(20) 約定 (やくじょう)

取引が成立することです。(約定日=成立した日・約定値段=成立した値段)

(21) 両建て取引

同一通貨ペアの売り買い双方のポジションを同時に保有することです。両建て取引は、スワップポイントが損計算になることや売買価格差を二重に負担することとなること、証拠金が売り買い双方に必要となることなど、経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引です。ただし、自動売買では、複数のストラテジーを選択することができることから、ポジションが両建てとなる場合があります。また、両建て取引を行うストラテジーもあります。

(22) レバレッジ

少ない資金で大きな金額が取引できることをレバレッジ効果と呼んでいます。外国為替証拠金取引では、例えば10万円の証拠金に対して100万円分のポジションを保有した場合、レバレッジ比率は10倍となります。

(23) ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、それ以上損失が拡大しないようにするために、お客様のポジションを強制的に決済することです。ただし、急激な相場変動時には、損失が証拠金預託額を上回るおそれがあります。

(24) ロールオーバー

ポジションの決済日を翌営業日以降に繰延べることです。

8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ①商 号：インヴァスト証券株式会社
- ②住 所：東京都港区西新橋1丁目6番21号
- ③登録番号：関東財務局長（金商）第26号
- ④設立年月日：昭和35年8月10日
- ⑤資本金：59億6500万円
- ⑥代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛
- ⑦業務の種類：第一種金融商品取引業
第二種金融商品取引業

- ⑧沿革：

昭和35年08月	丸起証券株式会社設立
----------	------------

昭和35年09月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和61年07月	大阪証券取引所の正会員資格取得
平成08年03月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成10年05月	東京証券取引所の正会員資格取得
平成15年12月	名古屋証券取引所IPO取引資格取得
平成16年12月	ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成17年06月	こうべ証券株式会社から「KOBE証券株式会社」へ商号変更
平成18年01月	名古屋証券取引所総合取引参加者資格取得
平成18年03月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」スタンダード基準上場
平成19年04月	KOBE証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更 本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成19年09月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成19年10月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継 オンライン事業の開始
平成21年08月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に会社分割により譲渡
平成22年03月	商品先物取引事業をドットコモディティ株式会社に会社分割により譲渡
平成22年10月	大阪証券取引所「ヘラクレス市場」とJASDAQとの市場統合により、「JASDAQ市場」へ上場変更

⑨主要株主：川路 耕一

⑩加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

①店頭外国為替証拠金取引

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。

②取引所為替証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

③CFD（店頭デリバティブ）取引

当社とお客様とが相対で行うCFD（店頭デリバティブ）取引「インヴァストCFD」について、オンライン取引を提供させていただいております。

④取引所株価指数証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

(3) お問合せ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号

TEL 0120-729-365

受付時間：土日、元日を除く8時～18時

(4) 苦情処理および紛争解決

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

以上

平成25年7月15日